

石川県公報

平成31年3月29日(金曜日)

号 外

(第26号)

目 次

| 規 則 | | | |
|--------------------|---------|---|--------------------------------------|
| ○石川県組織規則の一部を改正する規則 | (行政経営課) | 1 | ○グループ制に関する運営規程の一部改正(同) 5 |
| ○石川県処務規程の一部改正 | (行政経営課) | 1 | ○石川県財務規則の規定による麻の名称及び位置の一部改正(行政経営課) 5 |
| ○石川県処務規程の一部改正 | (同) | 4 | |

規 則

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十七号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則(昭和二十九年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「交通政策課及び並行在来線対策課」を「交通政策課、並行在来線対策課及び開業企画課」に、「交通政策課長及び並行在来線対策課長」を「交通政策課長、並行在来線対策課長及び開業企画課長」に改める。

第六条第一項の表税務課の項第五号中「犯則取締り」を「犯則事件」に改める。

第六条の二第二項の表中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

4 北陸新幹線の開業に向けた施策の企画、調整及び推進に関すること。

第七条第一項の表薬事衛生課の項第四号中「採血及び供血」を「献血の推進及び採血業」に改める。

第十五条第一号の表税務課(中能登総合事務所に限る。)納税課(奥能登総合事務所に限る。)の項4中「犯則取締り」を「犯則事件」に改め、同条第二号の表課税課(金沢県税事務所に限る。)の項4及び不動産取得税課(金沢県税事務所に限る。)の項2中「犯則取締り」を「犯則事件」に改め、同条第六号の表中「米泉町」を「直江南二丁目」に改め、同条第七号の表石川県県央農林総合事務所の項中「戸水二丁目」を「直江南二丁目」に改め、同条第十号の表石川県県央土木総合事務所の項中「泉本町六丁目」を「直江南二丁目」に改める。

第十九条第六項中「県営病院の課にあつては課長補佐、」を削り、同条第八項中「県営病院の課」を「中央病院管理局及び高松病院事務局」に改め、「課参事」の下に「及び課長補佐」を加える。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

訓 令

石川県訓令第2号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県処務規程(昭和33年石川県訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

第7条第1項中「第十二条第七項の出先機関に係る部分を除き、」を削る。

第8条第1項中「第十二条第七項における出先機関に係る部分を除き、」を削る。

第10条の見出し中「等」を削る。

第11条中「前六条」を「前七条」に改める。

第68条第1項中「及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第三条第三項本文」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「及び学校職員勤務時間条例第四条第一項」を削る。

第69条中「前二条」を「前条」に改める。

第71条第1項中「又は学校職員勤務時間条例」を削り、同条第2項中「電報、」を削り、同条第3項中「又は学校職員勤務時間条例第十条第一号(公民権行使)、第四号(生理日)及び第五号(忌服)」を削る。

第72条中「又は学校職員勤務時間条例第十一条第一項」を削る。

第72条の2中「又は学校職員勤務時間条例第十一条の二第一項」を削る。

第77条第1項中「電報」を削り、「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 職員は、出張用務を終えて帰庁したときは、速やかに旅行命令権者(石川県職員等の旅費に関する条例(昭和三十九年石川県条例第四号)第四条第一項に規定する旅行命令権者をいう。以下この項において同じ。)にその概要を口頭で復命するとともに、五日以内に復命書を提出しなければならない。ただし、上司に随行した場合又は用務が軽易なものであり、かつ、旅行命令権者の承認を得た場合については、復命書を省略することができる。

第78条を次のように改める。

(事務の引継ぎ)

第七十八条 職員は、休職、退職、勤務禁等のため担当事務を離れる場合には、速やかに後任者又は所属長の指定する職員にその事務を引き継ぎ、かつ、その旨を所属長に報告しなければならない。

2 前項の事務の引継ぎは、課長及びこれに相当する職以上の職にある者並びに出先機関の長にあつては、文書により行わなければならない。

第83条第1項中「応急措置等にあたるため、」の下に「別に定める機関に」を加え、同条第2項及び第3項を削る。

第85条第1項中「庁舎管理者」を「出先機関の長」に、「当該庁舎内に勤務する職員」を「所属職員」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「庁舎管理者」を「出先機関の長」に改め、同条第3項中「庁舎管理者」を「出先機関の長」に、「勤務すべき者の所属長に通知しなければならない」を「当直を命ぜられた職員に通知するとともに、当直に服することができるよう措置しなければならない」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「所属長は、相当の代直者を定め、庁舎管理者に届け出て、その承認を受けなければならない」を「出先機関の長は、相当の代直者を定めなければならない」に改め、同項を同条第4項とする。

第86条第1項中「庁舎管理者」を「出先機関の長」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「宿直と」を「宿直が」に、「庁舎管理者」を「出先機関の長」に改め、同項を同条第2項とする。

第88条及び第89条第2項第4号中「庁舎管理者」を「出先機関の長」に改める。

第91条第1号中「電報その他」を削る。

第96条第1項中「庁舎管理者」を「出先機関の長」に改める。

第97条の見出しを「(引継ぎ)」に改め、同条第2項中「庁舎管理者」を「出先機関の長」に、「または」を「又は」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、同条第3項中「引継」を「引継ぎ」に改める。

別表第1第1号の表部長専決事項の欄第2号中「(昭和三十九年石川県条例第四号)」を削る。

別表第1第2号の表総務部長専決事項の行政経営課の欄第1号中「地方自治法」の下に「(昭和三十二年法律第六十七号)」を加え、同表税務課長専決事項の欄第4号中「平成二十四年石川県条例第三十二号」を「平成二十九年石川県条例第二十八号」に改め、同欄中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

十 自動車重量課手続法(昭和三十九年法律第九十号)

1 第五条の規定による自動車重量課手続の額の算定に用いる資料の提出

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の厚生政策課の欄第6号1中「第十条」を「第十六条」に改め、同表厚生政策課長専決事項の欄第16号1中「第十五条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同表医療対策課長専決事項の欄第5号中「(昭和三十二年法律第六十八号)」を削り、同欄第6号中「(昭和三十二年法律第六十七号)」を削り、同表健康推進課長専決事項の欄第5号中「(昭和三十二年法律第四十七号)」を削り、同表薬事衛生課長専決事項の

うに加える。

3 第百九条第一項の規定による検査

別表第1第2号の表農林水産部長専決事項の農業政策課の欄第9号12中「第百四十一条の三」を「第百九条第一項」に改め、同号中12を4とし、同号13中「第百四十一条の四」を「第百九条第三項」に改め、同号中13を5とし、同号14中「第百四十一条の五第一項」を「第百十条第一項」に改め、同号中14を6とし、同号15中「第百四十一条の五第二項」を「第百十条第二項」に改め、同号中15を7とし、同号16中「第百五十条の二第一項ただし書」を「附則第二条第一項ただし書」に改め、同号中16を8とし、同欄第10号中「農業災害補償法施行令(昭和二十二年政令第百九十九号)」を「農業保険法施行令(平成二十九年政令第百六十二号)」に改め、同号1中「第二条の四第一項」を「第十八条第一項」に改め、同表農業政策課長専決事項の欄第6号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同号1中「第三十条第四項」を「第三十六条第四項」に、「模範定款例」を「模範事業規程例」に改め、同欄第7号1中「第九条第二項」を「第十二条第一項」に改め、同表農林水産部長専決事項の生産流通課の欄第8号を削り、同欄中第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同表農林水産部長専決事項の農業基盤課の欄第1号5中「第三十六条第八項」を「第三十六条第九項」に改め、同表農業安全課長専決事項の欄第4号1中「第八条」を「第十七条」に改め、同欄第5号5中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改め、同表土木部長専決事項の都市計画課の欄第1号中「都市計画法」の下に「(昭和四十三年法律第百号)」を加え、同表建築住宅課長専決事項の欄第1号中27を29とし、26を28とし、25を27とし、24を26とし、23を25とし、22を24とし、21を23とし、23の前に次のように加える。

22 第八十五条第六項に規定する仮設興行場等の設置期間の特例の許可

別表第1第2号の表建築住宅課長専決事項の欄第1号中20を21とし、19を20とし、18を19とし、17を18とし、16を17とし、15を16とし、14を15とし、13を14とし、12を13とし、11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、同号4中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同号中4を5とし、5の前に次のように加える。

4 第四十三条第二項第一号の規定による建築物の敷地と道路の関係に係る建築の特例の認定

別表第2各出先機関の長共通の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同表県総合事務所長の項第3号中「(昭和二十七年法律第百二十九号)」を削り、同号1中「旅行業者等の」を削り、同表保健所長の項第6号中「(昭和四十五年法律第十九号)」を削り、同項第11号中「(昭和三十三年法律第七十六号)」を削り、同表農林総合事務所長の項第5号2中「第五十四条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同項第14号1中「ハ」を削り、同表土木総合事務所長の項第3号中「(平成十一年石川県条例第七号)」を削り、同項第47号中「(平成九年石川県条例第五号)」を削る。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

石川県訓令第3号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県処務規程(昭和33年石川県訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1第2号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄第1号18中「第六十七条の三第三項第二号」を「第六十七条第三項第二号」に改め、同号19中「第六十七条の三第五項第二号」を「第六十七条第五項第二号」に改め、同号20中「第六十七条の三第九項第二号」を「第六十七条第九項第二号」に改め、同表建築住宅課長専決事項の欄第1号2中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同号10中「又は第五項第三号」を「第五項及び第六項第二号」に改め、同号27中「第八十六条の八第一項」の下に「又は第八十七条の二第一項」を加え、「同条第三項」を「第八十六条の八第三項(第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」に改め、同号28中「第八十六条の八第五項」の下に「(第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号29中「第八十六条の八第六項」の下に「(第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号に次のように加える。

30 第八十七条の三第六項の規定による特別興行場等(用途変更)の設置期間に係る特例の許可

別表第2土木総合事務所長の項第43号1中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同号に次のように加

える。

6 第六十七条の三第三項及び第五項の規定による仮設興行場等(用途変更)の特例の許可

附 則

この訓令は、平成31年4月1日又は建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

石川県訓令第4号

庁 中 一 般
出 先 機 関

グループ制に関する運営規程(平成17年石川県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1 企画振興部の部企画課の項中「企画グループ」の次に「、開業企画グループ」を加え、同表新幹線・交通対策監室の部に次のように加える。

| | |
|-------|----------|
| 開業企画課 | 開業企画グループ |
|-------|----------|

別表第1 観光戦略推進部の部国際観光課の項中「欧米誘客戦略グループ」を「欧米豪誘客戦略グループ」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

石川県告示第125号

石川県財務規則の規定による廨の名称及び位置(昭和39年石川県告示第191号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

表中「| 石川県県央農林総合事務所 | 金沢市戸水2丁目 |」を「| 石川県県央農林総合事務所 | 金沢市直江南2丁目 |」に、「| 石川県県央土木総合事務所 | 金沢市泉本町6丁目 |」を「| 石川県県央土木総合事務所 | 金沢市直江南2丁目 |」に改める。

